



特許情報システム

特許、実用新案、意匠、商標など工業所有権の問題は、技術行政のみならず経済的にも社会的にも重要性をもち、また国際的な課題にもなっている。我が国の特許及び実用新案の出願件数は、昭和46年にそれぞれ10.6万件、12.3万件、昭和47年13.0万件、14.9万件（科学技術白書）と年々増加し、審査年数も3～15年と長期にわたる。従って、出願審査事務のスピード処理、蓄積整備されている膨大なデータの正確、且つ迅速な検索と、早期に多様な情報の提供などが要請されてきた。

特許情報システムは、この要請に応じて開発され、今日、通商産業省の外局である特許庁における出願審査事務処理、及び審査資料検索業務の二システムと、財団法人日本特許情報センター（JAPATIC）における特許情報サービスシステムがある。

特許の審査は、出願人から出願され

た案件を、方式審査及び実体審査によって判定を下し、拒絶、出願公告、登録無効処分などの各処分を行なうもので、その間、過去に同様な公知の発明が存在しているかどうか、又は類似の発明について記述した文献があるかどうか、新規性の調査が大きなウエートを占める。

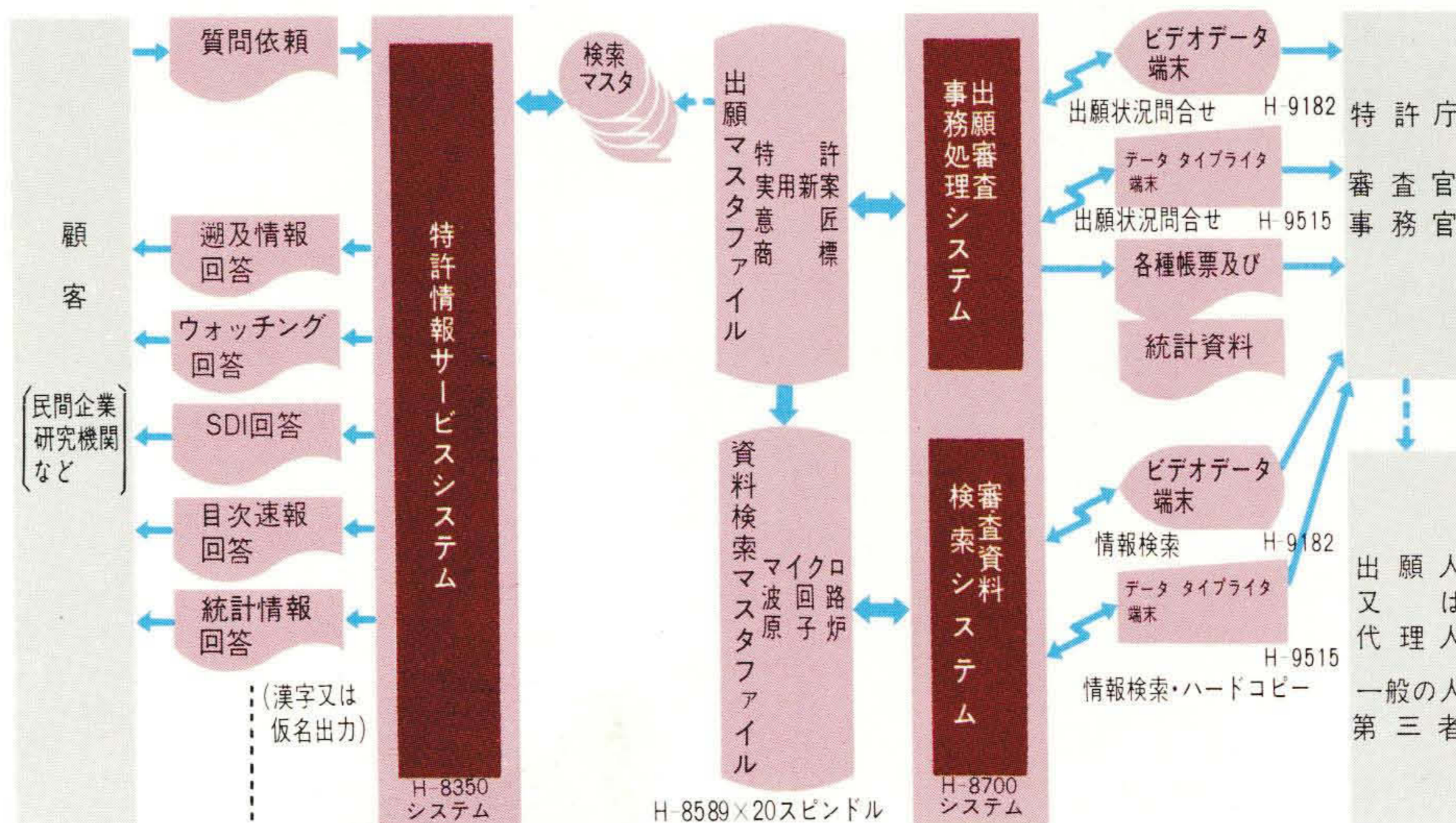
出願審査事務処理システムは、1件1件の案件について現在までにどのような処分を受け、現在どのような状態にあるかという工程管理を行ない、大量データを取り扱う出願審査の改善を図ったものであり、審査資料検索システムは、検索業務のスピード化を目指している。

特許情報は年々累積増加するデータとともに、情報の質、精度もますます向上が要求されており、特許庁に納入された特許情報システムも、順次改善拡大されて今日の構成となった、すな

わち、大形電子計算機 HITAC 8700 と集団ディスク H-8589 を接続し、出願審査事務処理と審査資料検索の二システムはオンラインが可能である。また4台のディスプレイ端末によって、会話的に検索を進める会話形オンライン・リアルタイムの機能ももっている。

次に特許情報サービスは、新しい発明がほんとうに特許に価するかどうかを知る直接の必要性や、今日の技術の動向をみる目的のものもあり、JAPATICの特許情報サービスには、遡及情報、ウォッチング、Selective Dissemination of Information (SDI)、目次速報、統計情報などがある。

特許情報システムは、民間企業や研究機関にも使用可能であり、世界各国においても、工業所有権に関する出願一元化の動きも見られ、世界規模での技術情報システム化の要請に対しても十分に応じ得るものである。



特許情報システム概念図